

# 口座振替申込書

●金融機関等にこの申込書をご提出ください●

お忙しい方・ご不在がちな方

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料（普通徴収）  
保育所保育料等（公立3歳以上児は、食材料費を含む）・留守家庭児童育成センター育成料  
市税（市県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税）の納付は便利な口座振替です！

（お申込は）

この依頼書に必要な事項をご記入いただき口座番号のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）、届出印、振替したい科目の通知書等をご持参のうえ、預（貯）金口座のある金融機関等へ手続きをしてください。（市役所・支所・サービスセンターでは届出印の捺印ができません。）  
一度申込されますと廃止届を出されるまで毎年振替を自動的に継続します。ただし、市外へ一度転出し、再度転入された場合は振替の継続を行わない可能性があります。また市税の振替については、振替を行わない期間が2年（市県民税については5年）続いた場合は、継続は行いません。固定資産税について、登記を変更した場合は振替の継続を行わない可能性があります。

（振替開始は）

金融機関等で受付後、手続きが済みたい口座振替開始通知にて振替開始月（期）をお知らせします。（開始通知は税・料ごとに担当課より送付します。）それまでは従来の納付方法でお願いいたします。（なお、手続きに60日ほど要し、ご希望の振替開始月（期）に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。）

（振替日は）

○市税 固定資産税および市県民税（普通徴収）は年4回、軽自動車税（種別割）は年1回の納期があり、納期の最終日が振替日になります。それぞれの税目の納期については、今年度の納税通知書によりご確認ください。  
○留守家庭児童育成センター育成料 毎月27日です。金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日となります。  
○国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 各納期の末日です。金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日となります。  
○上記以外の料 各納期の末日（12月のみ30日）です。金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日となります。  
\* 振替日前に、指定口座の預（貯）金残高にご注意ください。（再振替はしません。）

（一括納付は）

○国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 第1期分振替時（国民健康保険料は6月末日・後期高齢者医療保険料は7月末日）に全額一括振替します。ただし年度途中のお申込のときは、納期は開始月の末日です。開始月までの保険料を納付されていない場合は併せて振替になります。  
○市税 第1期分振替時に2～4期分も併せて振替します。お申込の時期により第1期分の振替に間に合わなかった場合、一括納付振替の開始は翌年度からになりますのでご注意ください。

（振替済通知書は）

○国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料 毎年1月末以降に、前年中にお納めいただいた保険料金額のご案内（納付確認書）を送付します。  
○市税 平成26年度より、振替済通知書は廃止させていただきましたので、ご了承ください。なお、軽自動車の手検用納税証明書は従来どおり送付いたします。  
\* それぞれ領収書の発行はありませんので、通帳でご確認ください。

（その他）

納期の過ぎたもの、随時・随分納付はご取扱いできません（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を除く）。  
介護保険料（年金からの特別徴収分）、市県民税（年金や給与からの特別徴収分）はご取扱いできません。  
後期高齢者医療保険料の特別徴収を希望しない場合は、別途担当課への申出が必要です。  
市税について、滞付金等が生じたときには、納税義務者と口座名義人が同じ場合、ご利用の口座へ振込みします。  
申込書に記載されている内容については振替を依頼する税・料の担当課で共有します。  
担当課によって締切日が異なるため、同日にお申込をされても開始月が異なる場合があります。  
軽自動車税（種別割）の口座振替をご利用の場合、車検用納税証明書が6月上旬に発行できないことがあります。

西宮市保管用

## 西宮市市税等口座振替申込（自動払込受付通知）書

西宮市長様

私が西宮市へ納付する市税等の口座振替（自動払込）について、下記のとおり取扱いください。 年 月 日

フリガナ	氏名		
フリガナ	住所		

口座振替申込書 2 ページ目

金融機関	銀行・信用金庫 農協・信用組合	本・支店 出張所	金融機関コード	支店コード
指定預貯金口座	種目	1.普通 2.当座 3.納税	口座番号(右づめ)	
ゆうちょ	ゆうちょ銀行の場合の通帳記号	ゆうちょ銀行の場合の通帳番号(右づめ)	払込先加入者名	
	1	0	西宮市会計管理者	

口座名義人

こどもコード記載位置  
(保育所保育料等の課税・被保険者番号等)

振替科目	納付方法(○印)		課税・被保険者証番号	種目	種別	払込先 口座番号	払込日 (非営業日 の場合は翌営業日)
	各期	一括					
国民健康保険料	○	○		166	28	01190-4-960313	月末日
後期高齢者医療保険料	○	○		166	28	01160-8-960205	月末日
介護保険料	○	○		56	28	01100-2-960355	月末日(12月は30日)
保育所保育料等	○	○		56	30	01190-7-960402	全課徴収は4-5月を除く
育成センター育成料	○	○		56	30	01120-6-960195	27日
軽自動車税(種別割)	○	○	私名義で登録するすべての軽自動車				5月31日
市県民税(普通徴収)	○	○		166	35	01100-5-960314	6・8・10・1月末日
固定資産税(償却資産含む)	○	○					5・7・2月末日、12月25日
固定資産税(償却資産含む)	○	○					5・7・2月末日、12月25日

振替(払込)開始希望月 ( ) ( ) 年 月分から  
(日数ご希望に添えない場合があります。)

振替科目 ( ) ( ) 年 月分から  
振替科目 ( ) ( ) 年 月分から

当行に上記口座名義人の預(貯)金口座があることを確認し、  
預(貯)金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)を受領しました。  
[所在地]

[名称]

連絡・取扱店日付印欄